

人材紹介に関する業務委託基本契約書

株式会社〇〇（以下、「甲」という）と株式会社 fanphare（以下、「乙」という）とは、乙が甲のために行う人材紹介の基本的条件に関して、以下の通り合意したので、この契約書（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（人材紹介の委託）

甲は、甲における採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。本契約において採用とは、雇用（正社員・契約社員・有期雇用・無期雇用の別を問わない）、業務委託、請負、準委任等の名称、法的形式を問わず、甲が自らの業務に継続的に従事する人材と、同業務に関する契約（以下、「従事契約」という）を締結する行為を言う。

第2条（候補者の紹介）

乙は、甲が定める採用の要件に合致し、かつ本人が応募を承諾した場合に、人材を甲に紹介する。

第3条（甲の責務）

甲は、前条に基づき人材の紹介を受けた場合、乙が甲に紹介した人材（以下、「候補者」という）に対して、エントリーシートの提出、面接、筆記試験等の方法により採用選考を行うものとする。

第4条（紹介手数料）

1. 甲が候補者と従事契約を締結した場合、紹介の対価（以下、「紹介手数料」という）として、甲は以下のとおり乙に対し送金して紹介手数料を支払うものとする。送金手数料は甲の負担とする。

雇用契約をした候補者の理論年収の40%（消費税別）

雇用契約での理論年収は「月額固定給×12か月+賞与」とする。

月額固定給は「基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他毎月固定で支払われる諸手当」とする（通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当は含まれない）。

年俸制の場合は、年俸額をもって理論年収とするが、家族手当・住宅手当・役職手当・その他毎月固定で支払われる諸手当がある場合には、その年額を理論年収に含めるものとする。

理論年収額から計算される紹介手数料の金額が200万円未満の場合には、紹介手数料の金額は200万円（消費税別途）とする。

雇用・業務委託（請負・準委任を含む）以外の採用の場合には、別途甲乙間で協議の上、決定するものとする。

2. 紹介手数料は、候補者が甲に入社（従事契約後最初に候補者が甲の業務に従事したときをいう）した日の月末を締め日とし、翌月末払いとする。
3. 甲は、乙が候補者を紹介した日より1年が経過するまでの間に、乙を介すること無く甲または甲に関連する企業が当該候補者を採用した場合には、前項に基づく紹介手数料が発生したものと扱われるものとする。

第5条（紹介手数料の返還）

甲に採用された候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間中に当該候補者の都合で退職した場合、当該候補者が甲より懲戒解雇された場合、当該候補者との雇用以外の従事契約を当該候補者が当該候補者の都合で解約した場合、当該候補者との雇用以外の従事契約が当該候補者の責めに帰すべき事由により解除された場合（期間の定めがある雇用以外の従事契約が期間の満了により終了し、候補者が再契約を望んだにも関わらず甲が再契約しない場合及び期間の定めと自動更新の定めがある従事契約について甲が更新を拒絶した場合を含まない）、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を以下の計算に基づき、退職があった日の属する月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に返金するものとする。ただし返金は甲が当該候補者の退職後5営業日にその事実を乙に通知することを条件とする。

- ・1か月未満の退職：紹介手数料の50%
- ・1か月以上2か月以内の退職：30%
- ・2か月以上3か月以内の退職：10%

第6条（責任）

甲は、職務経歴書その他の応募書類は、当該候補者の責任において作成するものであることを確認し、候補者を甲自ら選考のうえ、甲の責任において当該候補者と従事契約を締結する。乙は、甲に対し、候補者について、従事契約締結にかかる可能性が存在することの他は、明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、候補者に関しいかなる責任も負わないものとする。

第7条（損害賠償）

甲および乙は、故意または過失により相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実的に生じた損害について当該相手方に対して損害の賠償をする責任を負うものとする。ただし、乙が甲に対して負う損害賠償額の総額は、本契約に基づき甲が支払うべきまたは支払った紹介手数料の金額を上限とする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。
暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者
2. 甲および乙は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
 - （2）自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
 - （ア）違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - （イ）有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - （ウ）情報誌の購入など執拗に取引を強要する行為
 - （エ）被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
 - （オ）その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - （3）相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合
3. 甲および乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第9条（機密情報）

1. 甲および乙は、口頭であるか文書であるかおよびその記録媒体を問わず、本契約の締結の事実、その内容およびその履行の過程で知り得た、相手側から秘密である旨明示された一切の情報（以下「機密情報」という）を受領または開示をされた際に、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく第三者開示・提供し、公表し、もしくは本契約で定められた以外の目的に利用してはならない。但し、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - （1）開示または提供された際、自ら所有していたことを証明できるもの
 - （2）開示または提供された際、既に公知であったもの
 - （3）開示または提供された後、自己の責によらないで公知となったもの
 - （4）正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負わずして取得したことを証明できるもの
 - （5）開示または提供された機密情報に基づくことなく、自己が独自に開発したもので、かかる事実が証明できるもの
 - （6）法律その他の規制に基づき裁判所もしくは規制当局に開示または提供するもの
2. 前項において、甲および乙が相手側当事者の事前の書面による同意を得た上で第三者に対し、相手側当事者の秘密情報を開示または提供する場合は、当該第三者に対し、本契約において課せられているのと同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反については、その一切の責任を負う。
3. 本条第1項第6号において、甲および乙が、法律その他の規制に基づき裁判所または規制当局に対し相手側当事者の機密情報を開示・提供する場合は、直ちに相手側当事者に対し通知するとともに、開示・提供する範囲を必要最小限にするための努力を行う。

第10条（個人情報の保護）

甲と乙は、候補者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、守秘義務を負う。

第11条（解除）

1. 甲および乙は、相手側当事者による本契約の違反について、相当な期限を定めて書面にてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正しない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 甲および乙は、相手側当事者が次の各号のいずれか一つに該当した場合は、催告その他何ら手続を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。ただし、本項に基づく解除による損害賠償請求を妨げるものではない。
 - （1）手形もしくは小切手を不渡りとし、または一般の支払を停止したとき
 - （2）監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき
 - （3）第三者より仮差押え、差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - （4）破産、特別清算、民事再生手続または会社更生手続の申し立てを受けまたは自ら申し立てたとき
 - （5）解散、合併、分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - （6）財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
 - （7）前各号のいずれか一つが発生する恐れがあると相手側当事者が認めたとき
3. 甲および乙は、法令規則等または政府機関からの要請、命令もしくは緊急措置等を遵守することが目的である場合には、何らの責任も負うことなく、本契約の全部または一部を解除または保留できる。
4. 甲または乙は、1項2項の各号いずれか一つにでも該当する場合には、相手方から何らの催告がなくとも、相手方に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第12条（契約の期間・存続条項）

1. 本契約の有効期間は、契約日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからの契約の終了の意思表示がなされないとき、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲および乙は、本契約が終了し、または解除された場合であっても、第4条（紹介手数料）、第5条（紹介手数料の返還）、第6条（責任）、第7条（損害賠償）、第8条（反社会的勢力の排除）、第9条（機密保持）、第10条（個人情報の保護）、第12条（契約の期間・存続条項）、第13条（権利義務譲渡の禁止）、第15条（専属的合意管轄）については、効力が存続するものとする。

第13条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約から生じる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させまたは担保に供してはならない。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項および本契約の規定について疑義が生じた場合には、甲乙が誠意をもって協議するものとする。

第15条（専属的合意管轄）

本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約から生ずる紛争については、東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、又はこれに代わる電磁的処理を施し各1通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-6
伊藤佐ビル大阪本町 7 階
株式会社 fanphare
代表取締役 横山 幹
有料職業紹介事業許認可番号「27-ユ - 303329」